

広報 ちばやあかさか

昭和54年 10 月10日号

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和54年9月末日現在)

世帯数	1,626戸
人口	6,697人
男	3,240人
女	3,457人

(1) 第87号 発行 千早赤阪村役場 電 (07217) 2-0081代 編集 観光課2-1447

<電話メモ>

自然休養村管理
 センター ②1447～8
 小吹台連絡所 ②7600
 診療所 ②0038
 金剛山ロープウェイ
 ④0128

 多聞小学校 ④0102
 多聞幼稚園 ④0137
 千早小学校 ②0050
 千早幼稚園 ②0020
 小吹台小学校 ②7100
 小吹台幼稚園 ②7219
 赤阪小学校 ②0205
 赤阪幼稚園 ②0356
 千早赤阪中学校 ②0004

 千早駐在所 ④0112
 東阪駐在所 ②0562
 赤阪駐在所 ②0563



村立小吹台小学校

金剛山の峯を頂点に、緑濃い大自然
 の内ぶところに抱かれた好環境。
 昭和五十年四月開校の本校も、早や

五年の年輪を刻もうとしています。
 「おはようございます。」

「おはよう。」

にこやかな、あいさつの輪の広がる
 中で、三百七名の児童が、やさしい心
 とつくし合う心をほんものにし、やが
 ては千早赤阪の担い手としての「和と
 誠」の実践者を生み出す、「新しい校
 風」づくりに励んでいます。

〔今月号の内容〕

◆ 僕たち私たちの施設 行政相談週間に伴う 行事実施について	1 頁	◆ 保健所だより ◆ 定例赤ちゃん会の開催 ◆ 成人病検診終了する 結核住民検診を受診さ れた方へ	6 頁
◆ 十月は「中高年令者雇 用促進月間」です	2 頁	◆ 今月の作業 ◆ 遺族特別弔慰金支給対 象者拡大	6 頁
◆ 秋期軟式野球大会が開 催されました	2 頁	◆ 旧軍人等の普通恩給改 定請求	7 頁
◆ 職員採用 ◆ 村税メモ	2 頁	◆ ちびっこ老人憩いの 広場開設	7 頁
◆ 国保シリーズ 過去の保険料は特例期 間内に	4 頁	◆ 千早こども会チーム南 河内ブロックスポーツ 大会で準優勝	8 頁
◆ おやつは四番目の食事 ◆ 秋の全国防犯運動	5 頁	◆ 人権協会長就任あいさつ	8 頁
◆ 秋まつりを楽しく安全に	6 頁		

行政相談週間に伴う

行実施について

◎合同行政相談所の開設について

近畿管区行政監察局では、左記のとおり関係行政機関の協力を得て合同行政相談所を開設していますので、お気軽にご相談ください

名称・日時等

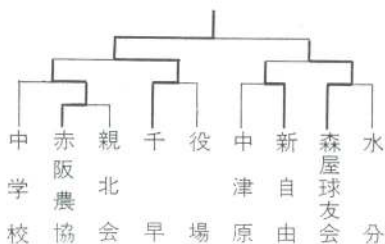
名称	日時	場所	所在地
堺合同行政相談所	10月16日(木) 10時30分～16時	高島屋堺支店屋上	堺市中三国丘町1丁29
大阪総合行政相談所 の合同行政相談	10月19日(金) 10時30分～16時30分	大丸大阪店南館6階 及び屋上	大阪市南区心斎橋

秋期軟式野球大会が

開催されました

九月十六日・二十三日の二日間にわたり、村軟式野球クラブ(会長 喜田肇)主催の昭和五十四年度第三回軟式野球大会が、村内在住者で編成する九チームによって盛大に熱戦が繰り広げられました。

優勝 千早 準優勝 森屋球友会
最高殊勲選手賞 豊田正義
敢闘賞 松葉信男



定年をのばして生かす豊かな経験

十月は「中高年令者雇用促進月間」です

我が国では、人口の高齢化が諸外国に類を見ないスピードで進んでおり、昭和五十年から昭和六十年までの十年間に労働力人口は若年層(十五歳～二十九歳)で二九八万人減少する反面、中高年層(四十五歳～六十四歳)は四七七万人も増加することが見込まれています。

また、中高年令者等の雇入れ、定年延長、定年後の継続雇用等には「中高年令者雇用開発給付金」「定年延長奨励金」等、継続雇用奨励金等の奨励措置が設けられています。大阪府及び公共職業安定所では、十月の「中高年令者雇用促進月間」を契機とするため種々の行事を計画しています。府民一般、特に事業主の皆様におかれましては、この「月間」の趣旨についてご理解を頂き職業安定行政へのご協力をお願いします。

子供に多めに盛り付けを

食事の面から見ると、子供は決して、おとなの小型、ではありません。体は小さいですが、発育が盛んで、しかも運動量が多くエネルギーをたくさん使いますので、おとなに比べてはるかに多くの栄養素が必要です。

体重一キログラム当たりでみると、子供は、たんぱく質やカルシウムは成人の約三倍、ビタミンやミネラルも二倍以上は必要です。食品でいえば、肉、魚、卵、牛乳、乳製品、骨ごと食べられる小魚、海藻、野菜、くだものなどを多く食べさせることが大切で、おとなと同じ質の食事では栄養不足になりかねません。



別料理が必要なわけでもありません。家族と同じ献立に、魚を一切れ増やしたり、牛乳や卵、ソーセージなど発育を助ける食品を付け合せてあげるとよいでしょう。ごちそうは、親より子供に多めにつけること、これが、子供の食生活のポイントです。

▽受付 10月15日～10月23日
▽試験日 11月11日(回)
▽試験職種及び採用予定人員
上級行政職 若干名
初級行政職 若干名

▽受験資格

◎上級職(大学卒)
昭和28年4月2日から昭和33年4月1日までに生れた者

◎初級職(短大・高校卒)
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までに生れた者

昭和35年4月1日までに生れた者
昭和37年4月1日までに生れた者
右記いずれも昭和53年3月以降卒業したもの及び昭和55年3月以降見込みのもの

▽問い合わせ先
試験案内・試験申し込み用紙、その他お問合せは千早赤坂村役場総務課へ電話二〇〇八一(代)



あなたの街です。自然です。

吸がらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean
スモークンクリーン

・日本専売公社・

◇村税メモ

昭和五十四年度 村府民税第三
期分の納期は十月末日です。
本月も次の通り各地区に出張徴
収にお伺いします。この機会
にぜひお納めください。

時 間	場 所
10月30日 (火)	午前9時～正午 森屋公民館
午前9時～正午 水分公民館	
午前9時～正午 川野辺集会所	
午後1時～午後4時 二河原集会所	
午後1時～午後4時 桐山金泉寺	
午前9時～正午 中津原集会所	
10月31日 (水)	午前9時30分～正午 役場小吹台連絡所
午前9時30分～午後1時 千早農協出張所	
午後1時～午後4時 上東阪集会所	
午後1時～午後4時 下東阪集会所	

マイホームと税金

〈今月のキャンペーン〉



マイホームを持ちたい
これは多くの方の夢でしょう。
そこで、今月はマイホームづく
り等に関係のある税金についてそ
のあらましを説明しましょう。

(1) 土地・建物を買うときと
所有しているときの税金

●印紙税 (売買契約等の時)

土地、建物の取引に関する財産
権の創設、移転、変更、消滅を証
明する証書または帳簿、あるいは
これらの財産権に関する追認また
は承認を証する証明書を作成した
場合に、その証書等を課税物件と
して、作成した者を納税義務者と
して、一通ごとに印紙税が課され
ます。

●登録免許税 (不動産を登記した
時)

土地や、建物などの不動産を取
得すると、所有権の取得に関する
登記をしますが、その登記の際に
登録免許税がかかります。

この税金は、取得した不動産の
価額に税率を掛けて税額を算出し
登記申請の際に納付することにな

つています。

不動産の価額は、原則として市
町村などに備付けてある固定資産
課税台帳に記載されている評価額
によります。

税率は次のとおりです。

- 一、新築の場合の所有権の保存
登記 千分の六
 - 二、売買による所有権の移転登
記 千分の五〇
 - 三、相続による所有権の移転登
記 千分の六
 - 四、贈与による所有権の移転登
記 千分の二五
- 但し、一定の要件に該当すれば
税率が軽減され税額が安くなりま
す。

●不動産取得税 (不動産を取得し
た時)

土地や建物などの不動産を取得
したときには、都道府県税の不動
産取得税がかかります。
不動産取得税は、不動産の価額
に百分の三の税率を掛けて算出
します。この不動産の価額は、登
録免許税の場合と同様に、固定資産
課税台帳に記載されている評価額
になります。

但し、新築住宅、新築住宅用土
地取得の場合、一定の要件に該当
すれば、特別控除等があり税金が
軽減されます。

●固定資産税 (所有していて課税
される)

固定資産税は、不動産の所有者
を納税義務者として、不動産 (固

定資産) 所有に対して課せられる
ものです。

毎年一月一日現在で所有する固
定資産が課税対象とされ、一月一
日現在の登記簿上の所有者が、原
則として納税義務者となります。
固定資産税の標準税率は百分の
一・四です。

但し、新築住宅で一定の要件に
該当すれば、一定期間軽減されま
す。

●都市計画税 (所有していて課税
される)

都市計画税の賦課期日、課税客
体、課税標準、納税義務者等は固
定資産税のそれと同様であり、た
だ税率が百分の〇・三です。(本
村は課税していない)

(2) 土地・建物を
売ったときの税金

土地や建物を売ったときの利益を
譲渡所得といい、この所得に対し
て税金がかかります。

所得税は原則として、その人の
一年間のすべての所得を合計して
税金を計算することになっていま
すが、土地や建物を売った時の譲
渡所得は他の所得と分離して税金

を計算することになっています。

▼長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額が二千万
円以下のときは、譲渡所得金額×
税率(二〇%) Ⅱ税額

▼短期譲渡所得

①譲渡所得金額×税率(四〇%)
Ⅱ税額

②ほかの所得と合計して計算し
た税金のうち、譲渡所得に対応
する分の一〇%増の税額
③②のうちどちらが多い方の
税額
それに地方税が別に課税されま
す。

但し、一定の要件に該当する場
合は、特別控除があります。

以上マイホーム等に関係する税
目を述べましたが、内容により相
続税、贈与税等が課税される場合
もありますので、一様の参考にし
て下さい。

なお、詳しいことは税務署や役
場税務課へお問い合わせください。



国保シリーズ

⑩

昭和五十四年度

国民健康保険料きまる

国民健康保険とは

I 医療保険制度



わたくしたちは常に健康で文化的な生活を送りたいと願っています。

しかしながら身体は、なまみのものですから、いつ病気やケガをするかわかりません。そこで、このような不時の出費に備えて日頃からみんながそれぞれの収入に応じて、お金を出し合い医療費にあて生活の安定をはかるという目的でつくられたのが医療保険制度です。

II 国民健康保険

すべての国民がなんらかの医療保険に加入することを義務づけられています。

国民の多数を占める農林業小企業(五人未満)や自営業に従事している人を対象にしているのが国民健康保険であります。

本村では、人口六、五二七人中国民健康保険加入者数は二、四一

二人(三七・〇%)です。

III 国民健康保険の運営

現在の国民健康保険制度では、医療費は原則として国の補助金と一部負担金(診察時にお医者さんに支払う額三〇%)および皆さんの納めていただく保険料とによって運営される仕組みになっています。

昭和五十三年度決算見込みでは総額一億八千六百八十三万六千七百五十八万三千四百五十七円・六分(うち医療費八千五百三十七万八千四百五十七円・六分、事務費四百五十一万五千四百五十七円・六分、府の補助金二百三十五万一千四百五十七円・六分、保険料六千五百九十九万二千二百三十一円・四分)その他一千六百三十一万一千四百五十七円・四分(八・七%)となっています。

IV 増える医療費と

国保財政

わたくしたちには健康で明るい生活を営むためになくてはならない国民健康保険制度ですが、石油ショック以後、国保財政も年々深刻な財政危機に直面しています。これは受診率の上昇、老人医療無料化による波及、高額療養費支給制度等によるものでありますが、医療費が増えていくことは、限りある財政を圧迫することになります。

それに対処して国府へ補助金の増額医療制度の見直し等を強く要望するとともに、村一般会計より多額の補助を受けていますが、医療費の上昇が大きく占め医療費が増えれば、それに応じて皆さんの保険料も引上げざるをえないというのが、国民健康保険制度の原則になっています。

保険料の算定

(1) 保険料の算定方法

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために各市町村に国民健康保険運営協議会が置かれています。

年度はじめに村長は、みなさんの代表である運営委員に諮問し保険料を決定します。

保険料は所得割、資産割、均等割、平等割により算出しますが、年度はじめに所得額が決定していませんので、四月から九月までの半年分の保険料については前年度保険料額の二分の一としています(仮算定)

そして十月一日現在で年間保険料額を確定(本算定)し四月分から九月分までの金額を差引き、その残額が十月分以降の保険料となります。

(2) 昭和五十四年度

の保険料額

国保財政の赤字に悩む自治体の中にあつて本村は皆さんのご協力により、昭和五十三年度決算(見込)は剰余金を計上できました。しかしながら、最近の医療費の急速な増高により、自然増(一四%)、高額療養費(二四%)等の上昇を見込みました。

き、前年比一二・二%の引き上げをお願いして財政健全化を堅持し皆さんのご理解とご協力をお願いします。	
①所得割(基準総所得金額) 百分の三・二	②資産割(固定資産税額:土地・家屋) 百分の七・二・八
③均等割(被保険者一人当り) 一、六二〇円	④平等割(一世帯当り) 一七六〇〇円
計算例 所得割 $1,000,000円 \times 100分の3 \cdot 2 = 32,000円$ 資産割 $25,000円 \times 100分の72 \cdot 8 = 18,200円$ 均等割 $11,620円 \times 4人 = 46,480円$ 平等割 $17,600円$ 本年度確定額 $114,280円$ 前期分(仮算定保険料額4~9月までの保険料) $50,170円$ 後期分(本算定保険料額10~3月までの保険料) $64,110円$ ※保険料の賦課限度額 $200,000円$	



国民健康保険被保険者証の更新について

現在、皆さん方が使用の国民健康保険被保険者証は、十月三十一日限り無効となります。

つきましては、新被保険者証を十月二十五日より三十一日までの期間に更新いたしますので、役場保険課(小吹台連絡所)までお越しください。

なお、更新の際には必ず旧被保険者証と印鑑を持参してください。

お祝い電報は

早い目に!

結婚式のシーズンです。春秋の結婚シーズンの大安日、ならびに週末にはお祝い電報で「一五一」の受け付けがたいへんこみあっています。これは大安日と休日に結婚式が多く、お祝い電報の発信も、挙式当日やその前日に集中して発信されるためです。お祝い電報を利用される場合は、お届けする日の十日前から発信できる配達日指定電報をご利用ください。

なお、配達日の三日以前にお打ちになると、一五〇円の割引になります。

日本電信電話公社
富田林電報電話局

毎月五日は

少年を守る日

家庭も社会も健全な少年を育てるため協力しましょう。

過去の保険料は

特例期間内に

国民年金に必ず加入せねばいけないのに加入しなかったり加入されても保険料を忘れられていると年金はうけられません。

今なら国民年金に加入し忘れていたり、かけ忘れていても取り戻すことができます。期間は昭和五十五年六月三十日まで保険料は一月間四〇〇〇円です。この特例でさかのぼってかけられるのは必ず加入しなければならぬ人（強制加入という）の過去の保険料に限られています。

老令年金をうけるには、保険料

をかけた期間と保険料の免除を受けた期間を合せて六十才まで次の表の年数以上が必要で、特に三十五才以上の人にお勧めします。今までは保険料を付けていない三十五才以上の人は、今から六十才まで保険料を納めても老令年金をうける最低必要年数がたりません。今なら特例により一月間四〇〇〇円でかけることができます。

加入の手続き、その他詳しいことは役場保険課年金係へお問い合わせください。

生年月日	最低必要年数
明治44.4.2～5.4.1	10
5.4.2～6.4.1	11
6.4.2～7.4.1	12
7.4.2～8.4.1	13
8.4.2～9.4.1	14
9.4.2～10.4.1	15
10.4.2～11.4.1	16
11.4.2～12.4.1	17
12.4.2～13.4.1	18
13.4.2～14.4.1	19
14.4.2～15.4.1	20
昭和15.4.2～2.4.1	21
昭和2.4.2～3.4.1	22
3.4.2～4.4.1	23
4.4.2～5.4.1	24
5.4.2～以降	25

おやつは四番目の食事

子供は、発育が盛んで、運動量もおとなに比べて断然多いのですが、半面、体が小さく胃の働きも弱いので、三度の食事だけではどうしても必要な栄養素を摂取することができません。

おやつが、子供の食事を考える上で大切なのは、このためです。つまり、子供にとって、おやつは食事の一部なのです。といって、

むやみにおやつを与えるのは感心しません。

あくまでも三度の食事を基本にし、一日に一〜二回時間を決めて与えるようにしましょう。おやつは回数や量が多すぎると、食事のときに空腹感がなく、そのため好きでないものにはしをためたり、偏食やムラ食い、わがままを助長する結果にならないとも限



秋の全国防犯運動

10/11▷10/20

ワースト1

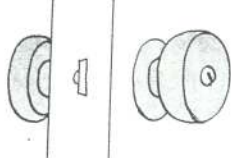
■ カギのかけ忘れ



おでかけ、おやすみ前にもう一度戸締りの確認を。

ワースト4

■ 円筒錠をあけて



この錠前だけは早急に取り替えましょう。

カギをしっかりと身につけておきましょう。

ワースト3

■ 鴨居の上、牛乳箱、郵便受、植木鉢の下に隠してあるカギをさがし出し



*実施期間 十月十一日(木)〜二十

日(土)

空き巣ねらいの被害防止

空き巣ねらいの被害を防ぐのは、ふだん家にいることの多い主婦の方！あなたが家を守る「カギ」を握っているのです。

、

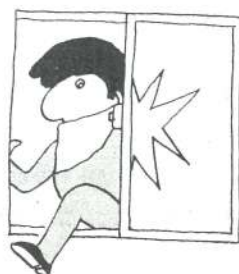
両隣互いにかけあう声とカギ

りません。さて、おやつにはどんなものが多いのでしょうか。適当に量があつて、しかも消化よく、水分の多いもの（または水分をいっしょにとる）でタンパク質やビタミン、ミネラルなど発育に必要な栄養素を含んだものが、よ

いおやつといえます。このため、単品で考えるよりも二品ぐらいを組み合わせて考えるのがよいでしょう。ですから、一日の栄養のバランスをよく考えて穀類や肉類のカロリソースとたんぱく質の多い牛乳乳製品、卵、それにビタミンを多く含む野菜や、くだものをそれぞれ組み合わせて、おやつのできる組み合わせを考えましょう。

ワースト2

■ ガラスを破って



格子または雨戸の設置。

秋まつりを

楽しく安全に

豊かなみのりの秋、さわやかな金風とともに、伝統ある管内最大の行事であるダンジリ祭りが

10月10・11日 富田林市・錦織地区

10月17・18日 富田林市内

河内町・千早赤阪村

にくりひろげられます。

ところが、この楽しいはずのお祭りがダンジリの荒っぽさのため

一昨年は重傷事故と、昨年も四名のけが人がでて、管内全体を不幸

におとし入れております。

富田林警察署では、各地区長をはじめダンジリ関係者に「楽しく安全なお祭り」にするため「責任体制の明確化」「具体的事故防止対策」を強く要請し、あわせて

次の事を守って、楽しいお祭りにするようご協力を呼びかけています。

◎ダンジリのえい行

◎祭りは村全体の祭りとして老いも若きも一緒になって楽しんでもらうようにする。

◎安全な祭りとするため

◎ダンジリは、科学捜査研究所で鑑定の結果、重心が高いため小石をひいても、転倒する危険性が非常に高いものであるだけにダンジリえい行者は責任者の指示に従うのと、あわせて各人相互に注意しあうこと。

◎健全な祭りとするため

◎各部署の責任者以外に安全委員を選んで、事故防止について指導監視を行うこと。

◎健全な祭りとするため

◎たてゆり・逆びき・横ぶり回転などの事故につながることはしないこと。

◎曲り角は一旦停止してから方向をかえること。
◎子供さんは父兄同伴で。また綱元ではひかさないこと。

◎健全な祭りとするため

◎ここ数年祭期間中の青少年の非行が目立ちます。

未青年の飲酒・喫煙不純性交遊などです。

・酒・煙草は絶対にすすめない

・未成年者の喫煙・飲酒を見かけたら注意をする。

・未成年者には酒等のアルコール類また煙草を売らないこと

・ひわいな言動は慎むこと。

◎暴力排除は住民の願いであり警察では強力に取締りを展開しています。

◎暴力行為は絶対におこさず暴力団はしめだそう。

保健所だより

- ▷3カ月児健診 (受付時間 12:30~13:00) 第1・3火曜日
- ▷妊婦教室 13:30~ 第1・2・3火曜日
- ▷精神衛生相談 9:30~10:30 毎週水曜日
- ▷3才児健診 12:30~13:00 第1・3金曜日
- ▷ツベルクリン反応注射 9:30~11:00 毎月第1月曜日

休日診療

- ◆受付時間 午前10時~11時30分 午後1時~4時30分
- ◆所在地 富田林市大字甘山4592番地 (富田林病院敷地内)
- ◆電話番号 07212 ⑧ 1333

一定例赤ちゃん会開催

赤ちゃんについての育児、健康相談等下記の日程どおり実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。

なお、3才児になられた方は3才児健康診査を富田林保健所で 毎月第一第三金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行なっておりますので、受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

赤ちゃん会日程表

月 日	時 間	場 所
10月26日 (金)	午後1時10分~1時50分	川野辺 (川辺理木知氏宅前)
	1時55分~2時20分	水分 (神社下共同貯蔵庫前)
	2時25分~2時40分	二河原辺 (山本庄三氏宅前)
	2時45分~3時10分	桐山 (金泉寺下)
	3時15分~3時40分	森屋消防倉庫前
	3時45分~4時	森屋防除組合前
10月30日 (火)	午後1時~1時40分	役場庁舎前
	1時50分~2時20分	吉年 (東阪郵便局下)
	2時30分~2時50分	下東阪集会所前
	3時~3時20分	上東阪 (伏井林吉氏宅上)
10月31日 (水)	3時30分~4時	千早 (金剛バス車庫前)
	午後1時10分~1時40分	小吹集会所前
	1時45分~2時15分	中津原集会所前
	2時40分~4時	小吹台集会所

成人病検診終了する

医療の進歩により平均寿命が伸び、その反面成人病が増える傾向です。

村では成人病予防のため、大阪市立大学医学部、大阪府富田林保健所並びに村衛生婦人奉仕会の協力を得て、八月二十八日から九月九日までの間に村内全地区の四十才以上、二・五・三六人を対象に延九日間に二会場を回診、栄養調査、検尿、身体計測、血圧、心電図検査、眼底検査、血液検査、診察の各検査を実施致しました結果、受診者は七九五人(三二%)でした。

結核住民検診を

受診された方へ

八月二十八日より九月九日まで間に胸部レントゲン検査を受診された方の結果については、異常のあった方の方に十月十二日まで通知致します。なお、異常のなかった方には通知致しませんのでご了承ください。





■草花のタネまきと管理

早くタネをまき、苗が大きくなると冬の寒さで傷みやすいスイートピー・ヒナゲシや、発芽温度の低いチドリソウは今月上旬から中旬にかけてが種の適期です。またその頃になると、先月は種した草花の定植の時期になります。

■秋植え球根の植え込み

春から初夏を飾る秋植え球根の大部分が今月に植え込みの適期をむかえます。これらにはチューリップをはじめ、スイセン・ヒヤシンス・クロッカス・ユリ類・アイリス等があります。

■花木の手入れ

今月中は常緑樹の移植が可能です。ただ、冬に寒さと乾燥の害を受けやすいので、根回しをしたものを用いるか、冬の防寒を充分にしてください。

つぎに、冬から春に花の咲く花木の摘蕾について説明します。サザンカ・ツバキ・シヤクナゲ等は蕾も少しふくらみ、見分けやすくなってきました。花をたくさん咲かせたいのは人情ですが、木の勢いのことを考えると適当に摘蕾し

ます。原則として一花一花、ツバキでは葉六〜七枚に一花ぐらいです。

■草花・球根の病害虫防除

苗床ではヨトウムシやネキリムシの被害を受けることがあります。DVPかディブテレックスを散布してください。スミチオンも有効ですが十字科植物には薬害が出ますので使用できません。殺菌剤の散布の際、ダイセン等の殺菌剤も混ぜればよいでしょう。球根は植え付け前に、ベンレートかトップジンMの五〇倍液に浸しておくとう腐りが少なくなります。ネダニ等の防除にはダイシストン粒剤を土に混ぜておきます。

基礎知識

■球根の植え方

球根を植える深さは種類によって異なりますが、標準としては球根の高さの二倍の土がかかるようにします。ただし、ユリ類は伸びた茎の下部にも二次根を発生させ水と肥料を吸収しますから、少し深めに植えます。植える間隔は球根の直径の約三倍とします。これ

らは地面に植える時の標準なので鉢やプランターに植える時は、もう少し浅く、間隔も狭くします。話はかわりますが、先月号でも述べたように球根には上下があり

芽の出る方を上にします。しかしチューリップはどのように植えても芽を出し開花します。一度ためしてみてもいいですか。

(普及所)

遺族特別弔慰金

支給対象者拡大

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部が改正されました。これにもない、つぎの①②のいずれかに該当する場合は、遺族の順位により特別弔慰金十二万円（六年償還記名国債）が支給されますので、居住地の役所へ請求書を提出してください。

①昭和五十四年四月一日〜五十四年三月三十一日に戦没者遺族に対する公務扶助料・遺族年金などを受給していた方が、失権（死亡など）した場合

②旧陸海軍部内の判任文官などの戦没者遺族で、公務扶助料を受給する権利者がいない場合

★支給対象戦没者遺族の順位

①妻②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦三親等内の親族（ただし昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料、遺族年金などを受給している場合は該当しません）

詳しくは村役場住民課（〇七二一七）〇〇八一へお問い合わせください。

旧軍人等の普通恩給の改定請求

昭和五十四年十月一日から旧軍人等の恩給が、次のとおり改正されましたので、該当する人は昭和二十年八月十五日の本籍地の都道府県（請求書類を提出してください）。

現在、旧軍人等の普通恩給の受給者で加算改定の請求対象となる人の年令が六十五歳以上から六十歳以上に引き下げられました。

（扶助料については従来どおり六十歳以上です。）ただし、昭和四十八年十月一日以降の裁定により受給している人は請求の必要はありません。

詳しくは、府庁福祉課恩給係又は村役場住民課までお問い合わせください。

ちびっこ老人

憩いの広場開設

かねてより住民のみならず、ご要望のありました「ちびっこ老人憩いの広場」の建設について、村が児童福祉事業の一環として、小吹台地区に二ヶ所、川野辺地区に一ヶ所建設を進めてまいりましたが、去る九月十日付で開設の運びに至りました。

この広場は地区住民のための憩いの広場であり、ゴミ等を捨てないこと、遊器具や樹木を大切にすること等、注意事項を充分守っていただき、地区のお子様やご老人の楽しい憩いの広場としましょう。

小吹台第一 千早赤阪村大字
ちびっこ老人……小吹六十八番地
憩いの広場 の八二八

小吹台第二 千早赤阪村大字
ちびっこ老人……小吹六十八番地
憩いの広場 の五五三

川野辺ちび 千早赤阪村大字
っこ老人憩い……川野辺三〇二番
地の広場 地の一

スポーツの秋

一方、同日、同グラウンドにおいて二時より参加8チームによるPTA対抗ソフトボール大会が開催され、熱戦が展開された結果、千早小Bチームが優勝しました。

優勝した両チームは、去る9月23日(日)に開催された南河内ブロックこども会の大会に出場しました。

村こ連スポーツ大会は男女14チーム二〇人が参加、男子はソフトボールで千早Aチーム、女子はキックベースボールで赤阪Aチームがそれぞれ優勝しました。

去る9月9日(日)、中学校グラウンドにおいて、村こ連スポーツ大会(主催 千早赤阪村こども会育成連絡協議会(山道俊会長)及び村教育委員会)PTA対抗ソフトボール大会(主催 千早赤阪村PTA連絡協議会(植田利和会長)及び村教育委員会)が開催されました。

千早こども会チーム南河内ブロックスポーツ大会で準優勝

去る9月23日(日)太子町グラウンドにおいて、南河内ブロックこども会のスポーツ大会が男子ソフトボール15チーム、女子キックベースボール13チームが参加し、行なわれました。本村から、男子は千早こども会チーム、女子は赤阪こども会チームが参加し、女子の赤阪こども会チームは惜しくも二回戦で敗れましたが、千早こども会チームは、並みいる強豪チームを打ち破り、決勝戦に出場しましたが、惜しくも敗退したものの準優勝を勝ち取りました。

PTAソフトボール大会

0	6
8	11
1 7	1 7
千早 A	赤阪 B
1 7	1 7
小吹 B	多聞
0	6
1 5	0 10
小吹 A	赤阪 A
1 5	0 10
小吹 B	千早 B

こども会ソフトボール

7	2
0	3
3 1	1 2
多聞	小吹 A
0	3
1 2	5 6
赤阪 A	千早 A
7	1
5 6	小吹 B
7	1
千早 B	赤阪 B



こども会キックベースボール

22	21
32	3
19 11	9 10
赤阪 A	千早 A
32	3
19 11	9 10
赤阪 A	千早 A
12	10
6 36	小吹 A
12	10
6 36	小吹 A
12	10
6 36	小吹 A
12	10
6 36	小吹 A

「心と力をひとつに」

人権協会会長就任あいさつ

千早赤阪村人権教育推進協議会

会長 葛本清脩

去る8月3日人権教育推進協議会が誕生致しましたが、私が、同協議会長から引続き本会の会長を承ることになりました。もとより老齢の身、皆さんにご満足いただけるような活動はおぼつかないと感じますが、人権擁護委員もあずかる身でありますので、これとからめ合わせて精いっぱい努力する所存でございますので、皆さんの絶大なるご協力ご支援を賜りますようお願い致します。

戦後30余年、私たちは平和で民主的な社会の形成をめざして努力してまいりました。しかしながら現在私たちの生活のなかには、さまざまな社会構造の矛盾が存在しています。とりわけ一番大切な、人権が尊重されていない実態があり、なかでも基本的人権を著しく侵害され、もっとも深刻かつ重大な社会問題とされているのが同和問題であります。

人権とは、人間が生まれながらにして持っている自由と平等の権利であります。すべての国民は法のもとに平等であって、人種・信条・性別・社会的身分または門地により差別されないことは、憲法

に明記され、皆さんも周知のとおりであります。私たちは正しい人権意識を身につけることにより、お互い幸せな日々を送るよう平素の心がけが大切であり、あらゆる差別をなくすると共に学習を深め差別をしない、させない、許さない、という基本姿勢を堅持して行くことが大切であります。

本村における同和と教育推進協議会は、こうした同和教育を学習する団体として過去8年に亘り皆様とともに取組んで参りましたが、今回人権教育推進協議会と改め、構成等も改善されました。有識者による課程編成と、これを推進する各団体地域の教育活動、啓発活動が今まで以上に成果をあげ得るものであり、また、皆さんのご期待にそえるものと確信しています。皆さんのご協力を重ねてお願い致します。就任のご挨拶と致します。

